

T S を用いた出来形管理の監督・検査要領

（舗装工事編）

平成 24 年 3 月

国 土 交 通 省

はじめに

近年、コンピュータや通信技術などの情報化分野で急速な技術革新を背景に、建設産業でもこれらの情報通信技術を活用し、合理的な建設生産システムの導入・普及の促進により、労働集約型産業から知識・技術集約的産業へ、そしてより魅力的な産業へと変革していくことが期待されている。

国土交通省では、このような背景の下、情報通信技術を建設施工に適用し多様な情報の活用を図ることにより、施工の合理化を図る建設生産システムである情報化施工について、その普及を図るため産学官で構成される情報化施工推進会議を設置し、平成 20 年 7 月には情報化施工推進戦略を策定し普及推進を図るとともに、普及に向けた課題に取り組んでいるところである。

情報化施工は、情報通信技術の適用により高効率・高精度な施工を実現するものであり、工事施工中においては、施工管理データの連続的な取得を可能とするものである。そのため、施工管理においては従来よりも多くの点で品質管理が可能となり、これまで以上の品質確保が期待される。

施工者においては、実施する施工管理にあつては、施工管理データの取得によりトレーサビリティが確保されるとともに、高精度の施工やデータ管理の簡略化・書類の作成に係る負荷の軽減等が可能となる。また、発注者においては、従来の監督職員による現場確認が施工管理データの数値チェック等で代替可能となるほか、検査職員による出来形・品質管理の規格値等の確認についても数値の自動チェックが今後可能となるなどの効果が期待される。

本要領は、T S を用いた出来形管理技術が舗装工事に適用され施工管理が行われる場合の監督・検査に必要な事項について、とりまとめたものである。

T S を用いた出来形管理技術は、従来の水糸・巻尺・レベル等を用いた高さ・幅等の出来形計測を、施工管理データを搭載した T S を用いた出来形計測とし、データをソフトウェアにより一元管理して、一連の出来形管理作業（工事測量、設計データ・図面作成、出来形管理、出来形管理資料作成等）に活用することで、作業の自動化・効率化が図られるものである。

本要領を用いた監督・検査の実施にあたっては、本要領の主旨、記載内容をよく理解するとともに、実際の監督・検査にあたっては、「工事施工前における使用機器の精度の確認」、「既済部分検査及び完了検査実施時における出来形管理・品質の確認」を実施し、適切な管理の下での施工管理データの取得及びトレーサビリティの確保、並びに規格値を満足した施工管理データの取得を行うものとする。

今後、現場のニーズや本技術の目的に対し、更なる機能の開発等技術的發展が期待され、その場合、本要領についても開発された機能・仕様に合わせて改訂を行うこととしている。

なお、本要領は、施工者が行う施工管理に関する要領と併せて作成しており、施工管理については、T S を用いた出来形管理要領（舗装工事編）を参照していただきたい。

目 次

1. 目 的	1
2. TS活用のメリット	1
2-1 工事目的物の品質確保	1
2-2 業務の効率化	1
3. 要領の対象範囲	2
4. 用語の説明	2
5. 監督職員の実施項目	3
5-1 施工計画書の受理・記載事項の確認	3
5-2 基準点の指示	5
5-3 工事基準点設置状況の把握	5
5-4 基本設計データチェックシートの確認	5
5-5 出来形管理状況の把握	5
6. 検査職員の実施項目	5
6-1 出来形計測に係わる書面検査	5
6-2 出来形計測に係わる実施検査	7
7. 管理基準及び規格値等	8
7-1 出来形管理基準及び規格値	8
7-2 品質管理及び出来形管理写真基準	8

(参考資料)

参考資料-1	10
通常工事と「TSを用いた出来形管理」における監督・検査要領との相違点 比較一覧	
参考資料-2	11
適用工種及び測定項目	
参考資料-3	14
基本設計データチェックシート及び照査結果	
参考資料-4	18
出来形管理写真撮影箇所一覧表	
参考資料-5	19
用語の説明	
参考資料-6	21
TS 出来形管理の活用により期待される機能と導入効果	

TS を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）

1. 目 的

本要領は、新設舗装工事及び舗装修繕工事等において、施工管理データを搭載したトータルステーション（以下「TS」という）を用いた出来形管理に係わる監督・検査業務に必要な事項を定め、監督・検査業務の適切な実施や更なる効率化に資することを目的とするものである。

2. TS 活用のメリット

TS を活用することによるメリットは、現状においては出来形計測を中心としたメリットとなるが、今後、取得したデータの利活用による維持管理の効率化等、様々なメリットが期待される。（別添参考資料－５ 参照）

今回、TS の出来形計測の機能を踏まえた「TS を用いた出来形管理の監督・検査要領」策定による発注者における主なメリットは、以下のとおりである。

2-1 工事目的物の品質確保

- 1) 二次元データから基本設計データを作成するため、図面の照査が確実
 - ・詳細については、「5-4 基本設計データチェックシートの確認」を参照。
- 2) TS による出来形計測は連続データとなるため、出来形が確実に確認が容易
 - ・詳細（監督職員対応）については、「5-5 出来形管理状況の把握」を参照。
 - ・詳細（検査職員対応）については、「6-1 出来形計測に係わる書面検査」を参照。
- 3) 管理断面における変化点を全て計測することによる品質確保
 - ・詳細については、「7-1 出来形管理基準及び規格値」を参照。

2-2 業務の効率化

- 1) 基本設計データの作成による図面の照査が効率化
 - ・詳細については、「5-4 基本設計データチェックシートの受理等」を参照。
- 2) 実地検査における検査頻度を大幅に削減。（計測データが連続データのため）
 - ・詳細については、「6-2 出来形計測に係わる実地検査」を参照。
- 3) 写真管理基準の効率化が可能
 - ・詳細については、「7-2 出来形管理写真基準」を参照。

3. 要領の対象範囲

本要領の対象範囲は、施工管理データ（基本設計データ及び出来形計測データ）を搭載した TS を用いた舗装工事における出来形管理を対象とする。ここで TS とは、「出来形管理用トータルステーション機能要求仕様書」※に規定する機能及び性能を有した出来形管理用 TS のことである。

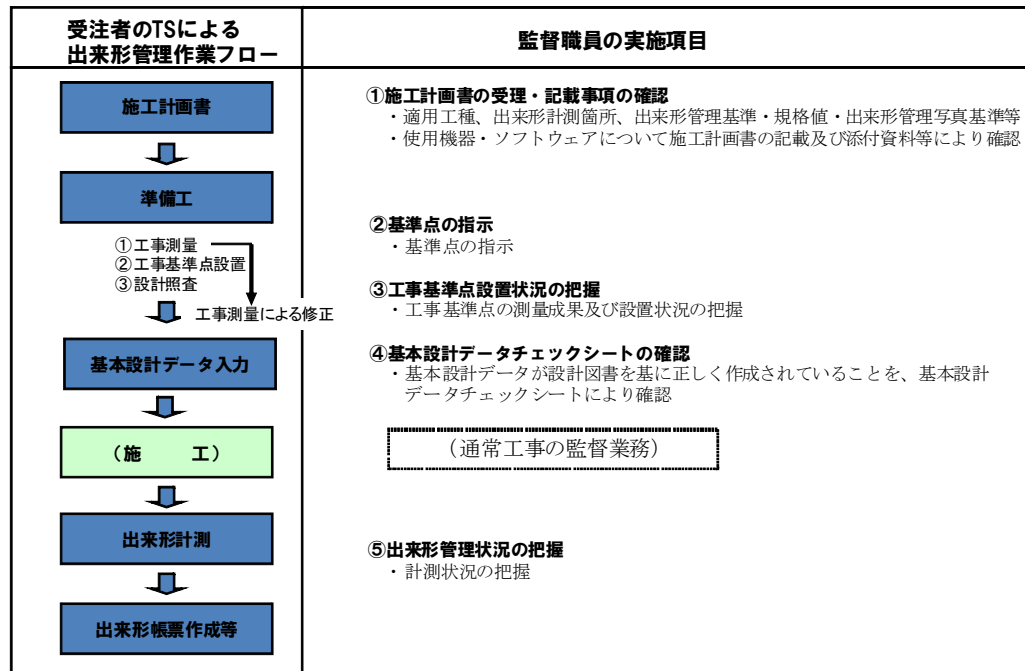
※ 国土交通省 国土技術政策総合研究所より公開

4. 用語の説明

用語の説明の内容は、参考資料－5に示す。

5. 監督職員の実施項目

本要領を適用した出来形管理用 TS による出来形管理についての監督職員の実施項目は、以下の項目とする。



図－１ 監督職員の実施項目

＜本施工前及び工事施工中＞

5-1 施工計画書の受理・記載事項の確認

受注者から提出された施工計画書の記載内容及び添付資料をもとに、下記の事項について確認を行う。

1) 適用工種

TS による出来形管理を実施する工種について、適用工種及び測定項目（別添参考資料－２ 参照）に該当していることを確認する。

2) 出来形計測箇所、出来形管理基準及び規格値・出来形管理写真基準等の確認

本要領の「7. 管理基準及び規格値等」に基づき記載されていることを確認する。

3) 使用機器・ソフトウェアの確認

出来形管理に使用する出来形管理用 TS 及びソフトウェアについては、下記の項目および方法で確認する。

①出来形管理用 TS 本体

出来形管理用TSのハードウェアとして有する計測精度が国土地理院認定3級と同等以上の計測性能を有し、適正な精度管理が行われている機器であること、また、舗装工の厚さ管理に出来形管理用TSを用いる場合には、鉛直角の最小目盛値が、5" またはこれより高精度であることを確認する。

国土地理院 認定 3 級以上	公称測定精度：±（5mm＋5ppm×D）※ ¹ 最小目盛値：20" 以下 ただし、舗装工の厚さ管理は、5" 以下
-------------------	---

※¹：D は計測距離（m），ppm は 10⁻⁶

計測性能	国土地理院 3 級以上の認定品であることを示すメーカーカタログあるいは機器仕様書。※ ²
精度管理	検定機関が発行する有効な検定証明書あるいは測量機器メーカー等が発行する有効な校正証明書

※²：国土地理院において測量機器の検定機関として登録された第三者機関の発行する検定証明書、及びこれに準ずる日本測量機器工業会規格 J S I M A 1 0 1 / 1 0 2 による適合区分 B 以上であることを証明する検査成績書等により、国土地理院が定める測量機器分類の 3 級以上であることが明記されている場合は 3 級と同等以上と見なすことができる。（この場合、国土地理院による登録は不要）

②使用するソフトウェア

出来形管理用 TS で利用するソフトウェアが「出来形管理用トータルステーション機能要求仕様書」に規定した機能を有するものであること。

基本設計データ作成ソフトウェア	メーカーカタログあるいは ソフトウェア仕様書
出来形管理用 TS ソフトウェア	
帳票作成ソフトウェア	

<添付資料の参考例>

TSの型式		A機種	B機種
計測精度	水平角度	5"	
	鉛直角度	5"	
	公称測定精度	±（5mm＋5ppm×D）	±（5mm＋5ppm×D）
防塵仕様		...	...
形状		...	...
規格		国土地理院 3級	国土地理院 3級
備考			

図－2 メーカーカタログあるいは仕様書

★TS を用いた出来形管理★



現場作業の効率化！
帳票作成の自動化！

国土交通省「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領(案)」に対応しています。

出来形管理用TSソフトウェア株式会社

5-2 基準点の指示

監督職員は、工事に使用する基準点を受注者に指示する。基準点は、4 級基準点又は 3 級水準点（山間部では 4 級水準点を用いても良い）、若しくはこれと同等以上のものは国土地理院が管理していなくても基準点として扱う。

5-3 工事基準点設置状況の把握

監督職員は、受注者から工事基準点に関する測量成果を受領した段階で、工事基準点が、指示した基準点をもとにして設置したものであること、また、精度管理が適正に行われていることを把握する。

5-4 基本設計データチェックシートの確認

監督職員は、基本設計データが設計図書を基に正しく作成されていることを、受注者が確認した「基本設計データチェックシート」により確認する。

なお、必要に応じて、基本設計データと設計図書との照合のために、根拠資料（工事基準点リスト、線形計算書、平面図、縦断図、横断図）の提出を求めることができる。

また、根拠資料は基本設計データを用いて作成した CAD 図面と、設計図書を重ね合わせた資料等、わかりやすい資料に替えることができる。
（別添参考資料－3 参照）

5-5 出来形管理状況の把握

監督職員は、出来形管理 TS を用いた出来形計測時に、現場での機器設置や計測が適正に行われていることを把握する。把握程度は、1 工事 1 回とする。

6. 検査職員の実施項目

本要領を適用した出来形管理箇所における出来形検査の実施項目は、当面の間、下記に示すとおりである。

< 工事検査時 >

6-1 出来形計測に係わる書面検査

1) 出来形管理用 TS に係わる施工計画書の記載内容

施工計画書に記載された出来形管理方法について、監督職員が実施した「施工計画書の受理・記載事項の確認結果」を工事打合せ簿で確認する。

（施工計画書に記載すべき具体的な事項については、本要領 5-1 施工計画書の受理・記載事項の確認項目を参照）

2) 出来形管理用 TS に係わる工事基準点の測量結果等

出来形管理に利用する工事基準点について、受注者から測量結果が提出されていることを、工事打合せ簿で確認する。

3) 基本設計データチェックシートの確認

基本設計データが設計図書（現地測量の結果、修正が必要な場合は修正後のデータ）を基に正しく作成されていることを受注者が確認した「基本設計データのチェックシート」が、提出されていることを工事打合せ簿で確認する。

4) 出来形管理用 TS に係わる「出来形管理図表」の確認

出来形管理図表について、出来形管理基準に定められた測定項目、測定頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認する。

5) 品質管理及び出来形管理写真の確認

「7-2 品質管理及び出来形管理写真基準」に基づいて撮影されていることを確認する。

6) 電子成果品の確認

施工管理データ（XML ファイル）が、「工事完成図書の電子納品等要領」で定める「OTHERS」フォルダに格納されていることを確認する。

表一 作成帳票例(出来形管理図表)

様式-31

出来形管理図表

工 種舗装工

種 別切削オーバーレイ工（表層）

測定者山田 太郎

山田

測 点	No.1No.2No.3No.4No.5No.6No.7No.8No.9No.10No.11No.12No.13No.14														略 図		
設計値との差																	
測定項目	厚さT2			測定項目			厚さT2			測定項目			厚さT2				
規 格 値	-9			規 格 値			-9			規 格 値			-9				
測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差		
平 均 値	50	58	8	No. 1	50	59	9	No. 11	50	59	9	No. 12	50	54	4		
最 大 値	50	74	24	No. 2	50	56	6	No. 13	50	74	24	No. 14	50	52	2		
最 小 値	50	51	1	No. 3	50	51	1										
最 多 値	50	59	9	No. 4	50	62	12										
データ数				No. 5	50	52	2										
標準偏差				No. 6	50	60	10										
				No. 7	50	56	6										
				No. 8	50	59	9										
				No. 9	50	54	4										
				No. 10	50	62	12										

6-2 出来形計測に係わる実地検査

検査職員は、施工管理データが搭載された出来形管理用 TS を用いて、現地で自らが指定した管理断面の出来形計測を行い、規格値内であることを検査する。



図-3 出来形計測状況

検査頻度は表-2のとおりとする。

表-2 検査頻度

工 種	計測箇所	確認内容	検査頻度
舗装工事	[7-1 出来形管理基準及び規格値]による	出来形管理図表の実測値との比較	1 工事につき 1 管理断面 (検査職員が指定する管理断面)

7. 管理基準及び規格値等

7-1 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値は、現行の「土木工事施工管理基準及び規格値」に定められたものと同様とする。ただし、路面切削工の“測定対象”のうち“厚さ”については”基準高“に名称を変更し、”測定基準“を以下のように変更する。

「基準高は 40m 毎に切削後の標高と、設計標高との差で算出する。（以下の記載内容は同じ）」

7-2 品質管理及び出来形管理写真基準

本要領に基づく出来形管理における撮影項目、撮影頻度及び整理条件は、「写真管理基準（案）」（国土交通省各地方整備局）に準拠するものとする。ただし、一部の工種、一部の撮影項目については、出来形管理写真撮影箇所一覧表（別添参考資料－４参照）による。

なお、撮影の留意点としては、以下の項目がある。

- ① 出来形管理状況の写真は、TS の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況が分かるものとし、特にプリズムについては、計測箇所上に正しく設置されていることが分かるように撮影すること。（遠景、近景等の工夫により撮影）
- ② 被写体として写しこむ小黑板については、工事名・工種等・TS 設置位置及び出来形計測点（測点・箇所）を記述し、設計寸法・実測寸法・略図については省略してよい。



図－４ 写真撮影例

参 考 資 料

参考資料－１ 通常工事と「TS を用いた出来形管理」の監督・検査の相違点比較一覧

【監督関係】

項目	通常工事における監督・検査基準等	TSを用いた出来形管理の監督・検査要領	備 考
1. 施工計画書の受理		要領 5－1 施工計画書の受理・記載事項の確認 ① 適用工種の確認 ② 計測箇所、出来形管理基準及び規格値、出来形管理写真基準等の確認 ③ 使用機器・ソフトウェアの確認	・TSを用いた出来形管理に関する記載事項を確認する。
2. 監督職員の確認事項		要領 5－4 基本設計データチェックシートの確認 ① 基本設計データチェックシートの確認 要領 5－5 出来形管理状況の把握 ① TSによる計測状況の把握(把握程度は、1工事1回)	・基本設計データが設計図書を基に正しく作成されていることを、受注者が確認した「基本設計データチェックシート」により確認する。必要により、根拠資料等の提出を求めることができる。 ・出来形管理図の元データであるTSの計測データが現地で正確に取得されているか立会により把握する。

【検査関係】

項目	通常工事における監督・検査基準等	TSを用いた出来形管理の監督・検査要領	備 考																														
1. 出来形管理に関わる資料検査	品質管理・出来形管理写真管理基準 <table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">写真管理項目</th></tr><tr><th>撮影項目</th><th>撮影頻度〔時期〕</th><th>提出頻度</th></tr><tr><td>アスファルト舗装工（下層路盤工、上層路盤工）・・・その他</td><td>幅</td><td>各層毎80mに1回〔整正後〕</td><td>代表箇所各1枚</td></tr><tr><td>路面切削工</td><td>幅、厚さ（基準高）</td><td>1施工箇所につき1回〔施工後〕</td><td>代表箇所各1枚</td></tr></table>	工 種	写真管理項目			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	アスファルト舗装工（下層路盤工、上層路盤工）・・・その他	幅	各層毎80mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	路面切削工	幅、厚さ（基準高）	1施工箇所につき1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	要領 6－1－3）基本設計データチェックシートの確認 ・「基本設計データチェックシート」が提出され、監督職員が確認していることを、工事打合せ簿により確認 要領 6－1－6）電子成果品の確認 ・施工管理データ(XMLファイル)が、「工事完成図書の電子納品等要領」で定める「OTHERS」フォルダに格納されていることを確認 要領 7－2 品質管理及び出来形管理写真基準 <table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">写真管理項目</th></tr><tr><th>撮影項目</th><th>撮影頻度〔時期〕</th><th>提出頻度</th></tr><tr><td>アスファルト舗装工（下層路盤工、上層路盤工）・・・その他</td><td>幅</td><td>各層毎1工事に1回〔整正後〕</td><td>代表箇所各1枚</td></tr><tr><td>路面切削工</td><td>幅、厚さ（基準高）</td><td>1工事に1回〔施工後〕</td><td>代表箇所各1枚</td></tr></table>	工 種	写真管理項目			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	アスファルト舗装工（下層路盤工、上層路盤工）・・・その他	幅	各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	路面切削工	幅、厚さ（基準高）	1工事に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	・TSを用いた出来形管理では、監督職員による基本設計データチェックシートの確認を工事打合せ簿で確認する。 ・施工管理データとは、「基本設計データ」及び「出来形計測データ」のことをいう。 ・TSによる出来形の計測データは、データが連続的相関を持ったデータであることから、最小限の確認を行うことで精度検証が可能のため、写真管理箇所を低減している。
			工 種	写真管理項目																													
撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度																															
アスファルト舗装工（下層路盤工、上層路盤工）・・・その他	幅	各層毎80mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚																														
路面切削工	幅、厚さ（基準高）	1施工箇所につき1回〔施工後〕	代表箇所各1枚																														
工 種	写真管理項目																																
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度																														
アスファルト舗装工（下層路盤工、上層路盤工）・・・その他	幅	各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所各1枚																														
路面切削工	幅、厚さ（基準高）	1工事に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚																														
2. 実施検査	地方整備局土木工事検査技術基準(案)別表第2出来形寸法検査基準 ・メジャー等により実測による確認 <table><tr><th colspan="2">工 種</th><th>検査内容</th><th>検査密度</th></tr><tr><td>一般舗装工</td><td>舗装工</td><td>基準高、幅、厚さ</td><td>基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは、施工面積10,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上）</td></tr></table>	工 種		検査内容	検査密度	一般舗装工	舗装工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは、施工面積10,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上）	要領 6－2 実地検査 ・TSによる計測により確認 <table><tr><th>工 種</th><th>計測箇所</th><th>確認内容</th><th>検査頻度</th></tr><tr><td>舗装工事</td><td>「7－1 出来形管理基準及び規格値」による</td><td>出来形管理図表の実測値との比較</td><td>1工事につき1管理断面（検査職員が指定する管理断面）</td></tr></table>	工 種	計測箇所	確認内容	検査頻度	舗装工事	「7－1 出来形管理基準及び規格値」による	出来形管理図表の実測値との比較	1工事につき1管理断面（検査職員が指定する管理断面）	・TSによる出来形の計測データは、データが連続的相関を持ったデータであることから、最小限の確認を行うことで精度検証が可能のため、TSによる検査密度を低減している。														
工 種		検査内容	検査密度																														
一般舗装工	舗装工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは、施工面積10,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上）																														
工 種	計測箇所	確認内容	検査頻度																														
舗装工事	「7－1 出来形管理基準及び規格値」による	出来形管理図表の実測値との比較	1工事につき1管理断面（検査職員が指定する管理断面）																														

参考資料－２ 適用工種及び測定項目

編	章 節		条 (工 種)	適用対象とする 出来形測定項目	対象外の 出来形測定項目
第3編 土木工事 共通編	第2章 一般施工	第3節 共通の工種	5条(縁石工)	延長	
			29条(側溝工)	基準高 延長	
			29条(暗渠工)	基準高 幅 深さ 延長	
		第6節 一般舗装工	7条(アスファルト舗装工)※1 8条(半たわみ性舗装工)※1 9条(排水性舗装工)※1 10条(透水性舗装工)※1 11条(グーアスファルト舗装工) 12条(コンクリート舗装工)※1 13条(薄層カラー舗装工)※1 14条(ブロック舗装工)※2	基準高※2 幅	厚さ 平坦性
			15条(路面切削工)	基準高※3 幅	
			16条(舗装打換え工)※1	基準高※2 幅 延長	厚さ
			17条(オーバーレイ工)	厚さ 幅 延長	平坦性
第6編 河川編	第1章 築堤・護岸	第11節 付帯道路工	5条(アスファルト舗装工)※1 6条(コンクリート舗装工)※1 7条(薄層カラー舗装工)※1 8条(ブロック舗装工)※1	基準高※2 幅	厚さ 平坦性
	第4章 水門	第18節 舗装工	5条(アスファルト舗装工)※1 6条(半たわみ性舗装工)※1 7条(排水性舗装工)※1 8条(透水性舗装工)※1 9条(グーアスファルト舗装工) 10条(コンクリート舗装工)※1 11条(薄層カラー舗装工)※1 12条(ブロック舗装工)※1	基準高※2 幅	厚さ 平坦性
	第8章 河川維持	第7節 路面補修工	4条(コンクリート舗装補修工)※1 5条(アスファルト舗装補修工)	基準高※2 幅	厚さ 平坦性
	第9章 河川修繕	第7節 管理用通路工	4条(路面切削工)	基準高※3 幅	
			5条(舗装打換え工)※1	基準高※2 幅、延長	厚さ
			6条(オーバーレイ工)	厚さ、幅、延長	平坦性
			7条(排水構造物工)※4 8条(道路付属物工)	基準高 延長 延長	
第7編 河川海岸編	第1章 堤防・護岸	第12節 排水構造物工	3条(側溝工)	基準高 延長	
			5条(管渠工)	基準高 幅 深さ 延長	
		第14節 付帯道路工	5条(アスファルト舗装工)※1	基準高※2 幅	厚さ 平坦性
			6条(コンクリート舗装工)※1 7条(薄層カラー舗装工)※1	基準高※2 幅	厚さ 平坦性
			8条(側溝工)	基準高 延長	
			10条(縁石工)	延長	
第8編 砂防編	第1章 砂防堰堤	第12節 付帯道路工	5条(アスファルト舗装工)※1	基準高※2 幅	厚さ 平坦性
			6条(コンクリート舗装工)※1 7条(薄層カラー舗装工)※1	基準高※2 幅	厚さ 平坦性
			8条(側溝工)	基準高 延長	
			10条(縁石工)	延長	

編	章 節		条 (工 種)	適用対象とする 出来形測定項目	対象外の 出来形測定項目
第10編 道路編	第1章 道路改良	第10節 排水構造物工 (小型水路工)	3条(側溝工)	基準高 延長	
			4条(管渠工)	基準高 幅 深さ	
			6条(地下排水工)	延長	
	第2章 舗装	第4節 舗装工	5条(アスファルト舗装工) ※1	基準高※2 幅	厚さ 平坦性
			6条(半たわみ性舗装工) ※1		
			7条(排水性舗装工) ※1		
			8条(透水性舗装工) ※1		
			9条(グーアスファルト舗装工)		
			10条(コンクリート舗装工)	基準高※2 幅	厚さ 平坦性
			11条(薄層カラー舗装工)		
			12条(ブロック舗装工)		
		第5節 排水構造物工 (路面排水工)	― (歩道路盤工) (取合舗装路盤工) (路肩舗装路盤工)	基準高 幅	厚さ
			― (歩道舗装工) (取合舗装工) (路肩舗装工) (表層工)	幅	厚さ
		第5節 排水構造物工 (路面排水工)	3条(側溝工)	基準高、延長	
			4条(管渠工)	基準高 幅 深さ	
			6条(地下排水工)	延長	
			8条(排水工(小段排水・縦排水))	基準高 延長	
			9条(排水性舗装用路肩排水工(導水管))	基準高 延長	
		縁石工	縁石工(縁石・アスカーブ)	延長	
	第14章 道路維持	第4節 舗装工	3条(路面切削工)	基準高※3 幅	
			4条(舗装打換え工) ※1	基準高※2 幅 延長	厚さ
			5条(切削オーバーレイ工)	厚さ 幅 延長	平坦性
			6条(オーバーレイ工)	厚さ 幅 延長	平坦性
			7条(路上再生工)	幅 延長	厚さ
			8条(薄層カラー舗装工)		
		第5節 排水構造物工	3条(側溝工)	基準高 延長	
			4条(管渠工)	基準高 幅 深さ	
			6条(地下排水工)	延長	
			8条(排水工)	基準高 延長	
	第16章 道路修繕	第5節 舗装工	3条(路面切削工)	基準高※3 幅	
			4条(舗装打換え工) ※1	基準高※2 幅 延長	厚さ
			5条(切削オーバーレイ工)	厚さ 幅 延長	平坦性
			6条(オーバーレイ工)	厚さ 幅 延長	平坦性
			7条(路上再生工)	幅 延長	厚さ
			8条(薄層カラー舗装工)		
			10条(歩道舗装修繕工)	基準高 幅	厚さ
		第6節 排水構造物工	3条(側溝工)	基準高 延長	
			4条(管渠工)	基準高 幅 深さ	
			6条(地下排水工)	延長	
			8条(排水工)	基準高 延長	
		第7節 縁石工	3条(縁石工)	延長	

※1 路盤工を含む。

※2 施工対象が下層路盤の場合のみ。

※3 「土木工事施工管理基準及び規格値（国土交通省各地方整備局）」に記載されている、路面切削工の“測定対象”のうち、“厚さ”については、“基準高”に名称を変更する。また、“測定基準”を次のように変更する。

「基準高は40m毎に切削後の標高と、設計標高との差で算出する。（以下の記載内容は同じ）」

なお、“管理基準”及び“測定箇所”は現行の記載どおりとする。

※4 集水枳工を除く

参考資料－3 基本設計データチェックシート及び照査結果資料

(様式-1)

平成 年 月 日

工 事 名 : _____

受注者名 : _____

作 成 者 : _____ 印

基本設計データチェックシート

項 目	対象	内 容	チェック 結果
1) 基準点及び 工事基準点	全点	・監督職員の指示した基準点を使用しているか？	
		・工事基準点の名称は正しいか？	
		・座標は正しいか？	
2) 平面線形	全延長	・起終点の座標は正しいか？	
		・変化点（線形主要点）の座標は正しいか？	
		・曲線要素の種別・数値は正しいか？	
		・各測点の座標は正しいか？	
3) 縦断線形	全延長	・線形起終点の測点、標高は正しいか？	
		・縦断変化点の測点、標高は正しいか？	
		・曲線要素は正しいか？	
4) 出来形 横断面形状	全延長	・作成した出来形横断面形状の測点、数は適切か？	
		・幅・基準高は正しいか？	
		・出来形計測対象点の記号が正しく付与できているか？	

※1 各チェック項目について、確認完了後チェック結果欄に“○”と記すこと。

※2 受注者が監督職員に様式－1を提出した後、監督職員から様式－1を確認するための資料の請求があった場合は、受注者は以下の資料等を速やかに提出するものとする。

- ・工事基準点リスト（チェック入り）
- ・線形計算書（チェック入り）：新設舗装工事のみ
- ・平面図（チェック入り）
- ・縦断図（チェック入り）
- ・横断図（チェック入り）
- ・構造図（チェック入り）：縁石工・排水構造物工のみ

※ 添付資料については、上記以外にわかりやすいものがある場合はこれに替えることができる。

・工事基準点リスト (チェック入り)

基準点成果一覽表

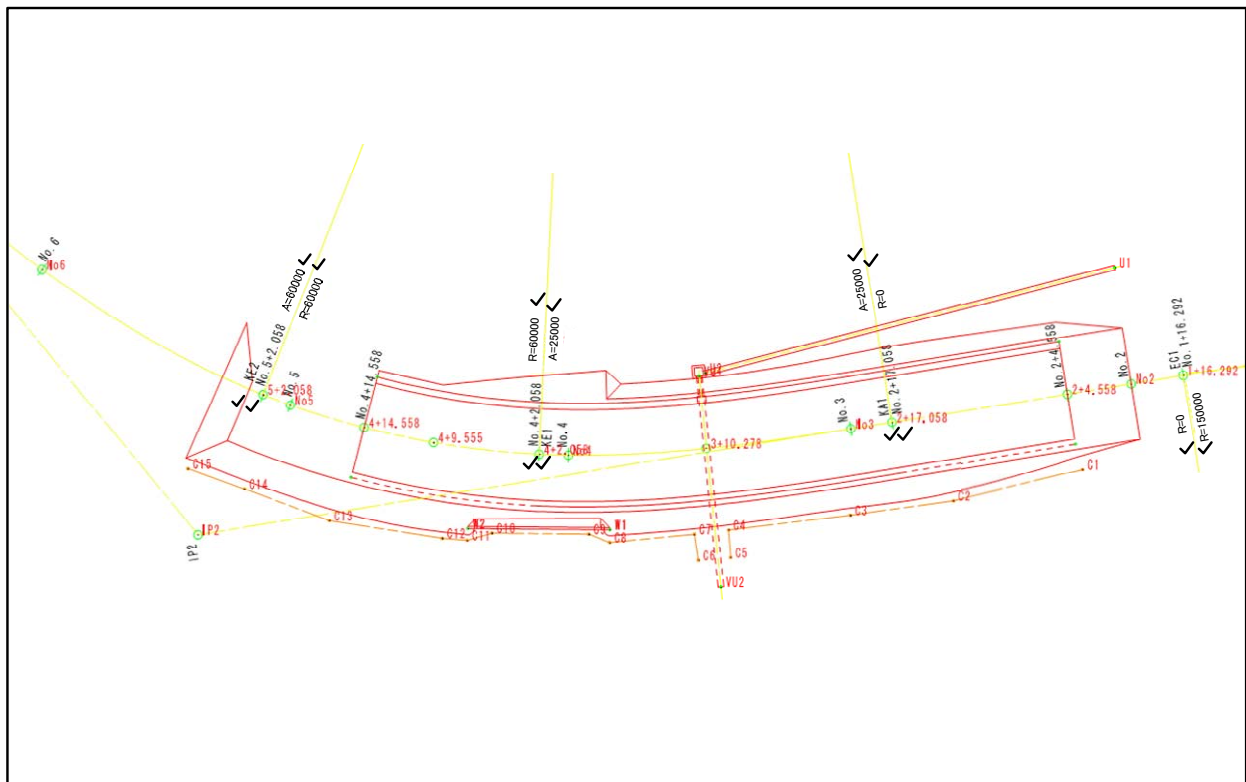
[illegible]

・線形計算書 (チェック入り) (例)

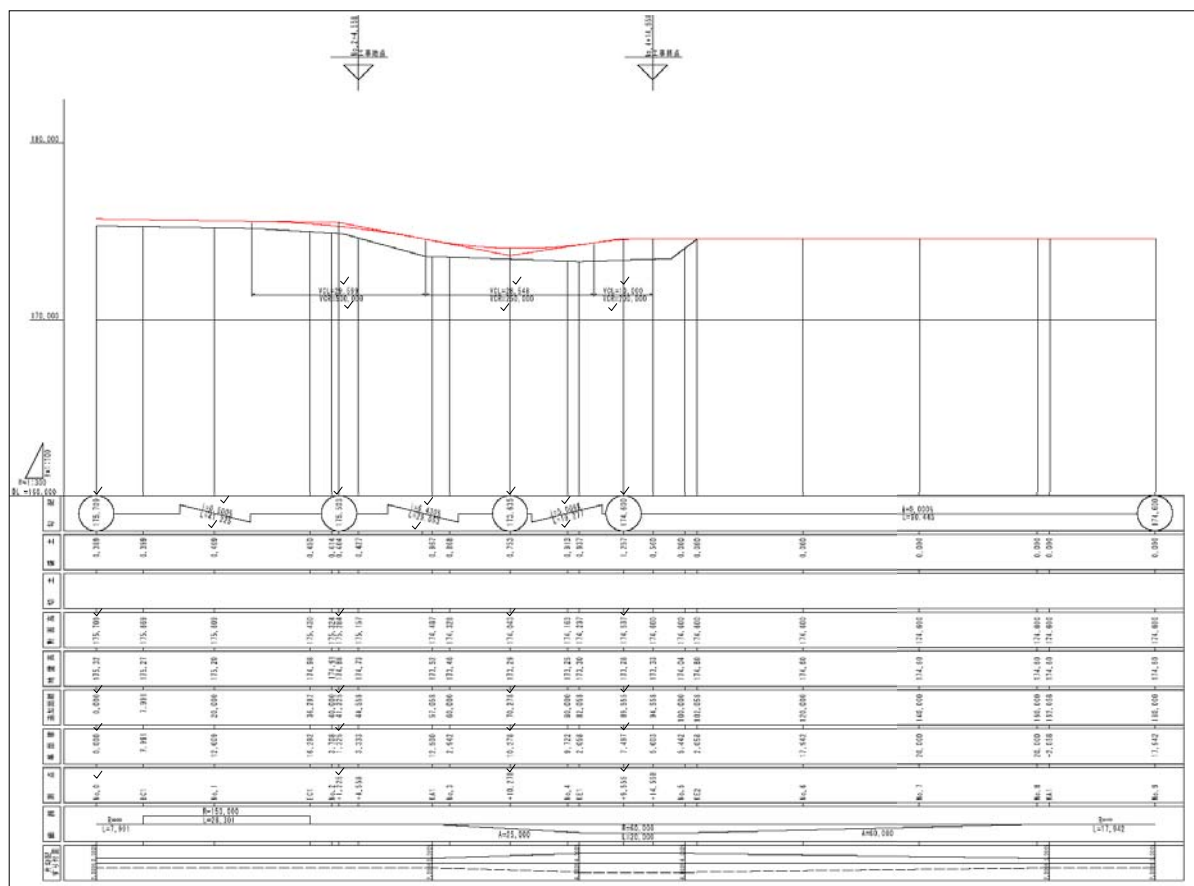
線形計算書

要素番号	1	直線							
BP	X = -87,422.0000	Y = 42,916.0000	方向角 = 357° 19' 14.6661"	測点 0	+	0.0000			
BC1	X = -87,400.5562	Y = 42,914.9965	要素長 = 21.4672	測点 1	+	1.4672			
要素番号	2	円(左曲がり)							
BC1	X = -87,400.5562	Y = 42,914.9965	方向角 = 357° 19' 14.6661"	測点 1	+	1.4672			
EC1	X = -87,378.1512	Y = 42,876.2809	方向角 = 258° 36' 16.6569"	測点 3	+	2.8173			
IP	X = -87,372.6270	Y = 42,913.6895	IA = 98° 42' 58.0092"						
S.P	X = -87,382.7562	Y = 42,905.7863	要素長 = 41.3501						
M	X = -87,401.6781	Y = 42,891.0228							
R	24.0000	L = 41.3501	C = 36.4221	IA = 98° 42' 58.0092"					
TL	27.9598	SL = 12.8477							
要素番号	3	直線							
EC1	X = -87,378.1512	Y = 42,876.2809	方向角 = 258° 36' 16.6569"	測点 3	+	2.8173			
BC2	X = -87,386.2592	Y = 42,846.0530	要素長 = 41.0369	測点 5	+	3.8542			
要素番号	4	円(右曲がり)							
BC2	X = -87,386.2592	Y = 42,846.0530	方向角 = 258° 36' 16.6569"	測点 5	+	3.8542			
EC2	X = -87,365.8523	Y = 42,816.4520	方向角 = 350° 33' 36.7373"	測点 7	+	3.9774			
IP	X = -87,391.3702	Y = 42,820.8947	IA = 91° 57' 20.0805"						
S.P	X = -87,382.3348	Y = 42,826.9237	要素長 = 40.1232						
M	X = -87,361.7520	Y = 42,841.1135							
R	25.0000	L = 40.1232	C = 35.9535	IA = 91° 57' 20.0805"					
TL	25.8682	SL = 10.9745							
要素番号	5	直線							
EC2	X = -87,365.8523	Y = 42,816.4520	方向角 = 350° 33' 36.7373"	測点 7	+	3.9774			
BC3	X = -87,363.8225	Y = 42,816.1146	要素長 = 2.0576	測点 7	+	6.0350			

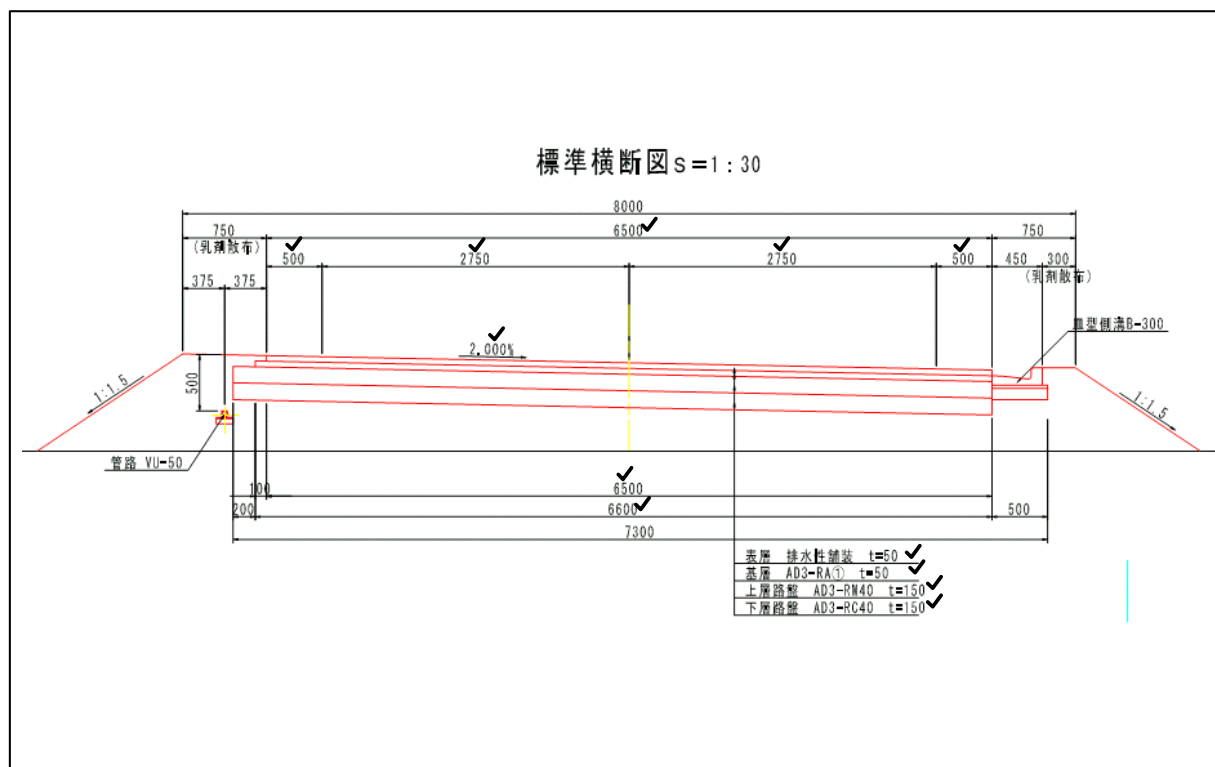
・平面図 (チェック入り) (例)



・縦断面図 (チェック入り) (例)



・横断面図 (チェック入り) (例)



参考資料－４ 出来形管理写真撮影箇所一覧表（※１）

工種	写真管理項目		
	撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件
・アスファルト舗装工(下層路盤工) ・アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調節路盤工 ・アスファルト舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 ・アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工) ・アスファルト舗装工(基層工) ・コンクリート舗装工(下層路盤工) ・コンクリート舗装工(粒度調整路盤工) ・コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工) ・コンクリート舗装工(アスファルト中間層) ・コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工 ・コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 ・コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)セメント(石灰・瀝青)安定処理工 ・コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)アスファルト中間層 ・薄層カー舗装工(下層路盤工) ・薄層カー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工 ・薄層カー舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 ・薄層カー舗装工(加熱アスファルト安定処理工) ・薄層カー舗装工(基層工) ・ブロック舗装工(下層路盤工) ・ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工 ・ブロック舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 ・ブロック舗装工(加熱アスファルト安定処理工) ・半たわみ性舗装工(下層路盤工) ・半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工 ・半たわみ性舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 ・半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工) ・排水性舗装工(下層路盤工) ・排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工 ・排水性舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 ・排水性舗装工(加熱アスファルト安定処理工) ・ゲースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) ・透水性舗装工(路盤工)	幅	各層毎 1 工事に 1 回 [修正後]	代表箇所 各 1 枚
・路面切削工	幅、 厚さ (基準高)	1 工事に 1 回 [施工後]	代表箇所 各 1 枚

※１：TS による出来形管理の適用で「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)より変更となる項目

※２：上記の表における撮影項目以外で必要がある場合は、「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)に準拠する。

参考資料－５ 用語の説明

本要領で使用する用語を以下に解説する。

【TS】

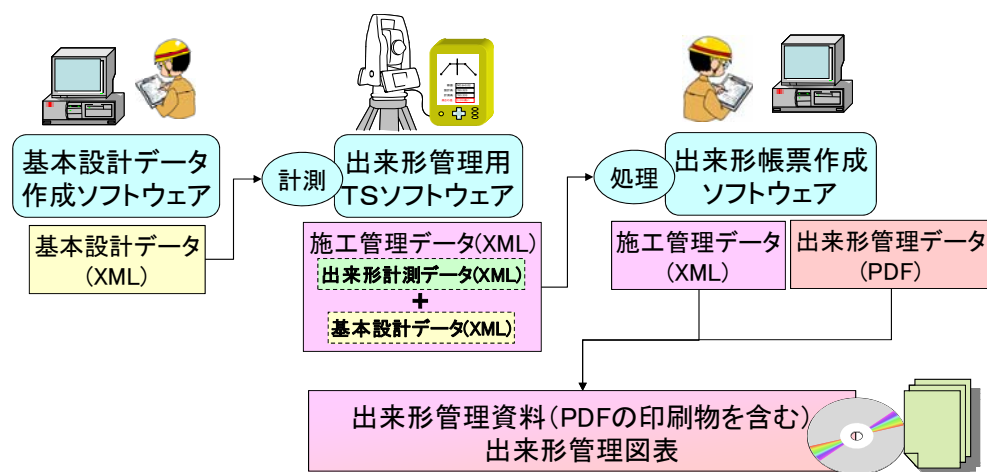
トータルステーション (Total Station) の略。1 台の機械で角度（鉛直角・水平角）と距離を同時に測定することができる電子式測距測角儀のことである。計測した角度と距離から未知点の座標計算を瞬時に行うことができ、計測データの記録および外部機器への出力ができる。

【出来形管理用 TS】

現場での出来形の計測や出来形確認を行うために必要な TS 及びそれに接続された情報機器一式（データコレクタ、携帯可能なコンピュータ）のことである。

【出来形管理用 TS における各データの位置付け】

出来形管理用 TS で用いる各種データの位置付けを下図に示す。



【基本設計データ】

基本設計データとは、施工管理データから現場での出来形計測で得られる情報を除いたデータのこと、工事目的物の形状、出来形管理対象項目、基準点情報および利用する座標系情報などである。基本設計データの幾何形状とは、道路設計成果の線形計算書、平面図、縦断面図および横断面図から舗装の仕上がり形状を抜粋し、3 次元形状データ化したもので、(1)道路中心線形（平面線形、縦断線形）、(2)出来形横断面形状で構成される。

【基本設計データ作成ソフトウェア】

現行の紙図面等から判読できる道路線形、横断形状等の数値を入力することで、施工管理データのうちの基本設計データ等を作成することができるソフトウェアの総称。

【施工管理データ】

本管理要領の出来形管理に必要なデータの総称であり、「基本設計データ」と「出来形計測データ」とを包括するものである。

【測点】

工事開始点からの道路平面線形上での延長距離の表現方法のひとつで、縦断計画面高や道路構築形状の位置管理などに用いられる。（ex:No.20+12.623）

【縦断線形】

縦断線形は、道路中心線を構成する要素の1つで、道路中心線形の縦断的な形状を表している。縦断形状を表す数値データは縦断図に示されており、縦断線形の幾何要素は、縦断勾配変位点の起点から距離と標高、勾配、縦断曲線長または縦断曲線の半径で定義される。

【道路中心線形】

道路の基準となる線形のことで、平面線形と縦断線形で定義されている。

【平面線形】

平面線形は、道路中心線を構成する要素の1つで、道路中心線形の平面的な形状を表している。線形計算書に記載された幾何形状を表す数値データでモデル化している。平面線形の幾何要素は、直線、円曲線、緩和曲線（クロソイド）で構成され、それぞれ端部の平面座標、要素長、回転方向、曲線半径、クロソイドのパラメータで定義される。

【出来形管理データ】

出来形管理資料に記載されているデータを PDF 形式で出力したもので、出来形帳票作成ソフトウェアから出力される PDF 形式のデータである。

【出来形計測点】

「土木工事施工管理基準及び規格値」に定められた出来形を計測する点や、請負者が自ら定めた出来形を計測する点等。

【出来形横断面形状】

道路平面線形に直交する断面での、舗装面の形状である。現行では、横断図として示されている。出来形横断面形状の幾何要素は、道路中心線を基準に、幅（道路中心から外側に向けて+）と傾斜（%勾配）で定義される。

【出来形計測データ】

TS で計測された3次元座標値に、基本設計データと対比できるように、どの地点(幅最端部や厚さ・基準高計測点など)を計測したかがわかる計測対象点の記号を付加したものをいう。

【出来形帳票作成ソフトウェア】

基本設計データと出来形計測データから、工事完成検査のための出来形管理資料の自動作成と出来形帳票データ（PDF ファイル）の出力が可能なソフトウェアの総称。

【出来形帳票データ】

出来形帳票データとは、「出来形帳票作成ソフトウェア」から出力できる出来形管理資料に関するデータ（測定箇所、設計値と計測値の差分等）を記録した XML 形式のファイルのこと。

【基準点】

測量の基準とするために設置された国土地理院が管理する三角点・水準点である。

【工事基準点】

監督職員より指示された基準点を基に、受注者が施工及び施工管理のために現場及びその周辺に設置する基準点をいう。

参考資料－6 TS 出来形管理の活用により期待される機能と導入効果

